

Q 1ヵ月単位の変形労働時間制の場合、1日の所定労働時間を12時間とすることができますか。

A 1ヵ月単位の変形労働時間制を実施する場合の各日、各週における労働時間の割り振りは、変形期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えていなければ、法的に制限はありません。

したがって、たとえば月末の繁忙期に1日12時間の所定労働時間を設定した変形労働時間制を行うことも可能です

ところで、労働基準法が、1週40時間・1日8時間の法定労働時間の枠にとられず、ある程度長い所定労働時間をとることができる「変形労働時間制」を認めているのは、労働時間を弾力化し、業務の繁閑に応じた労働時間の配分などを行うことによって、労働時間を短縮することを目的としているからです。

1年単位の変形労働時間制においては、上限の所定労働時間が1日10時間、1週52時間と法律で定められていますが、1ヵ月単位の変形労働時間制では上限の規定はありません。

しかしながら、行政解釈で「1ヵ月単位の変形労働時間制についても、1年単位の変形労働時間制において1日、1週間の労働時間の限度等が設けられたことの趣旨等にかんがみ、適切な運用がなされるよう十分指導すること。」としています（昭63・1・1基発第1号、平6・3・31基発第181号、平11・3・31基発第168号）ので、1日10時間、1週52時間を限度することが望ましいといえます。